

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東洋紡株式会社			コード	3101
提出日	2025/5/26	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	播磨政明	社外取締役	○													○	有
2	福士博司	社外取締役	○										△				有
3	高瀬正子	社外取締役	○										△				有
4	神崎夕紀	社外取締役	○													○	新任
5	入江昭彦	社外取締役	○										△				新任
6	新免和久	社外取締役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	記載すべき事項はありません。	弁護士としての専門的知見や幅広い見識を生かし、当社の経営に対して助言・監督をしていただくため、社外取締役に選任しています。播磨氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。
2	福士氏は、当社の取引先である味の素株式会社の出身者です。当社と同社の取引高は、過去3事業年度の平均で両社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、バイオ分野やデジタル分野における高い専門性を生かし、当社の経営に対して助言・監督をしていただくため、社外取締役に選任しています。福士氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。
3	高瀬氏は、当社の取引先である日本アイ・ピー・エム株式会社の出身者です。当社と同社の取引高は、過去3事業年度の平均で両社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、IT・デジタル分野における高い専門性を生かし、当社の経営に対して助言・監督をしていただくため、社外取締役に選任しています。高瀬氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。
4	記載すべき事項はありません。	経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、生産および研究開発分野における高い専門性を生かし、当社の経営に対して助言・監督をしていただくため、社外取締役候補者となりました。神崎氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。
5	入江氏は、当社の取引先である大阪瓦斯株式会社の出身者です。当社と同社の取引高は、過去3事業年度の平均で両社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	上場会社等の監査役を務めるなど監査に関する豊富な経験を有しており、その知見や幅広い見識を生かし、当社の経営に対して監査・監督をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。入江氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。
6	記載すべき事項はありません。	公認会計士としての専門的知見や幅広い見識に加え、上場会社の監査役を務めるなど監査に関する豊富な経験を生かし、当社の経営に対して監査・監督をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。新免氏は、東京証券取引所および当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

（当社社外役員の独立性基準） 次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。 (1) 当社の主要株主（議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ）、またはその会社の業務執行者 (2) 当社が主要株主である会社の業務執行者 (3) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者 (4) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者 (5) 当社の主要な借入先（その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう）である金融機関の業務執行者 (6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者 (7) 社外役員の相互就任関係にある会社の業務執行者 (8) 上記(1)乃至(7)に過去3年以内に該当していた者 (9) 上記(1)乃至(8)に該当する者の配偶者または二親等内の親族 （注）上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合があります。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。